

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を
完了するための取組の進捗状況に関する報告

平成 29 年 5 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（以下、「戦略」という。）及び工程表を策定し、戦略及び工程表に沿って、最終処分が必要な土壌等の放射能濃度や量を絞り込むため、減容技術の開発、全国民的な理解を得つつ再生利用を推進すること等の取組を着実に進めていくこととした。

戦略及び工程表に沿って、実施した主な取組は以下のとおりである。

(1) 除去土壌の再生利用に係る基本的考え方の取りまとめ

平成 28 年 6 月、環境省は、有識者会議における検討を踏まえ、関係者の理解・信頼を醸成しつつ、除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、放射線防護・規制、土木施工・管理等に関するノウハウを有する関係機関からの協力を得ながら、実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検証を行うための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめた。また、平成 29 年 4 月、基本的考え方で想定している除去土壌の再生利用先の一つとして、これまでの用途に緑地化した造成地（除去土壌は埋立材・充填材として利用）を追加した。

(2) 除去土壌を用いた再生利用実証事業に着手

基本的考え方を踏まえ、平成 28 年 12 月、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検討・検証を行うための再生利用実証事業に着手した。

実証事業は、福島県南相馬市に設置している除去土壌等の仮置場内で、除去土壌の再生資材化実証試験及び再生資材を用いた試験盛土の施工（一定期間モニタリングした後、試験盛土は撤去）を行うものであり、再生資材化を行う工程における放射線に関する具体的な取扱方法、土木資材としての品質を確保するための在り方等の検討を進めることを目的としている。

本実証事業の成果等を踏まえ、再生資材を用いた工事の一連の工程における留意点を整理した「再生利用の手引き（案）」の検討を進めることとする。